

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について

1 改正の趣旨

平成19年度予算に係る防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成19年法律第80号）の施行に伴い、防衛省組織令及び自衛隊法施行令を始め関係政令を整備等するもの

主な改正内容としては、

- ① 防衛施設庁の廃止に伴い防衛省本省でその事務を処理するための組織改編
- ② 地方支分部局として新設された地方防衛局の組織
- ③ 特別の機関として新設された防衛監察本部の組織を定めるもの

2 改正の内容

(1) 防衛省組織令（第一条関係）

ア 内部部局

施設行政をより適正かつ効率的に遂行し得る体制を整備するとともに、新たな脅威や多様な事態への実効的な対応、在日米軍の再編等の新たな時代の要請に応えるための政策立案機能を強化

(ア) 大臣官房

- ・ 審議官・官房参事官の増員
- ・ 米軍再編調整官の新設
- ・ 企画評価課の新設
- ・ 訟務管理官の新設（政策評価官の廃止）

(イ) 防衛政策局

- ・ 日米防衛協力課の新設
- ・ 国際政策課の新設（国際企画課の名称及び所掌事務の変更）

(ロ) 人事教育局

- ・ 服務管理官の新設

(エ) 経理装備局

- ・ 施設整備課の新設（防衛政策局防衛施設課の廃止）
- ・ 施設技術官の新設

(オ) 地方協力局〔新設〕（次長の設置）

- ・ 地方協力企画課の新設
- ・ 地方調整課の新設
- ・ 周辺環境整備課の新設
- ・ 防音対策課の新設
- ・ 補償課の新設
- ・ 施設管理課の新設
- ・ 提供施設課の新設
- ・ 労務管理課の新設
- ・ 沖縄調整官の新設
- ・ 調達官の新設

イ 技術研究本部

- ・技術開発官の職務の変更

ウ 装備施設本部 [装備本部を改編]

施設の取得、建設工事の実施等をより適正に実施する体制を確立

- ・副本部長の増員
- ・施設計画課の新設
- ・技術調査官の新設
- ・需品課の所掌事務の変更

エ 防衛監察本部 [新設]

職員の法令遵守その他の職務執行の適正を確保

- ・副監察監の設置
- ・総務課の設置
- ・統括監察官の設置

オ 地方防衛局 [防衛施設局を改編]

防衛行政全般の地方における拠点として地方との接点を担う組織へ改編

- ・名称、位置等を規定 [北海道・東北・北関東・南関東・近畿中部・中国四国・九州・沖縄]
- ・次長の設置
- ・部（総務・企画・調達・管理）の設置

カ 所掌事務の特例

米軍再編特措法等に係る時限の内部部局の所掌事務を附則にて規定

(2) 自衛隊法施行令（第二条関係）

自衛官以外の隊員の定年の特例

- ・防衛監察監の定年の特例を規定

(3) その他関係政令の整備（第三条～第二十六条関係）

特別調達資金設置令施行令等関係政令 27本を整備

3 施行期日

9月1日（防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日）（附則関係）